



Column

所長加納が思う つれづれなるコトバ

同じ釜の飯を食う

去る8月29日(土)に大久保 Hot Shot にて私が加入しているバンド「Midsommar Tribe」主催のライブを行いました。当日は全15曲オリジナルで1時間半演奏致しました。出来に関しては色々と思うところはあると思いますが、忙しい合間を縫って練習し、無事に終演出来てとりあえずホッとしております。

このような形でバンド活動を続けられているのも、本格的に取り組み始めた大学時代の軽音楽部での経験が大きいと思っております。私が入部していた軽音楽部では、学校の授業がある時期(4～6月及び10～12月、試験期間である7、1月は除く)は週3日3～4時間ほど練習があり、8月、2月はオフ、9月、3月は2週間ほど平日毎日4～5時間練習した後、5泊6日の合宿に臨むという、今考えるとかなり練習していた感じです。その中でも合宿については色々な思い出があります。

まず合宿について、中・高校生の時は実質帰宅部で合宿に行った経験が無かったため、合宿に行く前はどんな感じで6日間を過ごすのか、期待や不安など色々な感情を持っておりました。更に合宿代の支払いが5万円ほどあり、当時の私には相当な出費のインパクトがありましたね。これはもちろん私に限らず初めて合宿に参加する1年生部員は皆抱いていたネガティブな感情で、ある1年生部員は「大学でしっかり練習すれば、わざわざお金を掛けて合宿に行かなくても良いのでは？」とミーティングで発言しておりました。しかしそこで当時の部長が「確かに練習だけを考えれば、大学だけで完結することも可能だし、そうすれば出費は抑えられる。でもいつもと違う場所でこのメンバーと寝食を共にしながら練習することで、音楽をやる上で大切な一体感が生まれるんだ。だからお金を掛けてでも合宿を行うんだよ。」と説明してきました。その言葉を聞いて私はハッとしました。確かに3年生が持っていた一体感は入部してから

特別なものがあると感じてはおりましたが、合宿を経験したからこそ得られていたのかもしれない。そう思うと、合宿に対するネガティブな感情は無くなりました。実際に合宿に行ってみると、普段の練習では見られない他の部員の素顔を見ることができ、それまでは余り仲良くなかった部員とも、グッと距離が縮まりましたね。正に「同じ釜の飯を食う」ことで、特に同期のメンバーとの一体感が生まれたことを肌で感じる事が出来ました。その後上級生となって部活動を引っ張る立場となり、大変なことも色々ありましたが、同期の一体感があったからこそ乗り越えられたように思います。

このような経験をしたことで、仲間作りの大切さを学び、社会人になっても意識して仲間作りに励み、積極的に輪に入るようにしていきました。特に税理士受験生時代は試験勉強の大変さだけでなく、就職した税理士事務所の仕事の辛さに何度も挫けそうになりました。そんな時、専門学校で知り合った勉強仲間との飲み会が助けになりましたね。仲間それぞれの状況や心情を聞くと「ああ、辛いのは自分だけじゃないんだ…」と聞いて、もうひと踏ん張りしようと思いましたし、自分を取り巻く状況も冷静に分析出来て、転職の際の参考にもなりました。

今現在、税理士の団体に加入しているのも「仲間作り」の側面が大きいです。税理士事務所を経営していると、色々な壁にぶち当たります。そんな時、気軽に相談できる同業者が身近にいてことで助けられたことが何度あったことか。

皆さまも経営に従事されていますので、壁にぶつかることもしばしばあるのではないのでしょうか。思う様に行かないなあと考えた時、思い切って同業者団体、経営者団体などの輪に入ってみてはいかがでしょうか？



住宅ローン控除改正について

住宅ローン控除とは

正式名称を「住宅借入金等特別控除」といい、返済期間10年以上の住宅ローンがある場合に一定の条件を満たすと、入居した年から最大13年間、年末時点におけるローン残高の0.7%が所得税や住民税から控除される優遇制度です。

マイホームの購入を検討する際に大きな後押しとなるこの制度ですが、令和8年税制改正大綱にて改正が発表された為、解説いたします。

【改正内容】

1. 中古住宅（既存住宅）の優遇が大幅拡充

これまで新築と比べて控除枠が小さかった「省エネ性能の高い中古住宅」の借入上限額が引き上げられ、控除期間も10年から13年に延長されました。

2. 災害リスク地域（災害レッドゾーン）の新築排除

安全な住まいの確保を目的として、2028年以降に入居する新築住宅について、土砂災害特別警戒区域や地すべり防止区域などの「災害レッドゾーン」に建築された物件は住宅ローン控除の対象外となります。（※建替え・中古購入・リフォームは除く）

3. 床面積要件が「40㎡以上」に全面緩和

新築・既存住宅ともに基本の床面積要件が「50㎡以上」から「40㎡以上」へと緩和され、よりコンパクトな物件でも制度を利用しやすくなりました。ただし、合計所得が1,000万円を超える場合は「40㎡以上」の要件は適用できません。

改正後の一覧は以下の表をご覧ください。赤字…増税改正項目 青字…減税改正項目

	住宅の区分	借入限度額		控除期間	床面積要件	所得要件
		子育て世帯 若者夫婦 ※	その他			
新築住宅 買取再販	認定住宅	5,000万円	4,500万円	13年	40㎡以上 ※左記「子育て 世帯・若者夫婦」の 場合は50㎡	合計所得金額 2,000万円以下 (床面積40㎡以上 50㎡未満の場合は 1,000万円以下)
	ZEH水準 省エネ住宅	4,500万円	3,500万円			
	省エネ基準 適合住宅	3,000万円 (改正前4,000万円)	2,000万円 (改正前3,000万円)			
	その他	2,000万円(買取再販のみ)		10年		
既存住宅	認定住宅	4,500万円 (改正前3,000万円)	3,500万円 (改正前3,000万円)	13年 (改正前 10年)	40㎡以上 (改正前50㎡以上) ※左記「子育て世帯・ 若者夫婦」の場合は 50㎡	
	ZEH水準 省エネ住宅	3,000万円	2,000万円 (改正前3,000万円)			
	省エネ基準 適合住宅	3,000万円	2,000万円 (改正前3,000万円)			
	その他	2,000万円		10年		

※夫婦どちらかが40歳未満、又は19歳未満の扶養親族を有する者

まとめ

住宅ローン控除は、かつての「家を買えば誰でも一律控除可能」から、「省エネ性能が高く、安全な立地の家を選ぶ人ほど優遇される」制度へと変化しています。購入タイミングや検討中の住宅タイプに応じて、資金計画とあわせて制度の該当区分の確認を行いましょう。

ご不明点は当事務所までご相談下さい。



今月対応が必要な事項をリマインドします

1 1月決算の法人で前期一定金額以上の納税があった場合、9月末までに中間納税をしなければなりません。

→納税義務がある者には税務署、都道府県税事務所及び市役所・町村役場より納付書が届いているかと思しますので、**9/30(水)**までに納付の対応をお願い致します。納税が必要かどうか分からない方は当事務所までお問い合わせ下さい。

法人税・地方法人税については**国税庁の方針により印字済みの納付書の送付が令和6年5月より廃止**となりました。中間納税義務者のお客様に対しては当事務所からもアナウンス致しますが、その際**納付書送付をご希望される場合はその旨お申し出下さい。**



税務、資金繰りなど経営に関わる新制度をご紹介します

① 10月から最低賃金がアップします

7/28に厚生労働省の中央最低賃金審議会において、全国平均で最低賃金を55円引上げる答申がなされました。これにより東京都では10/1から最低賃金は時給1,280円となります。

上記賃金未満で時給を設定している従業員がいる事業者様は、9月中に最低賃金以上に変更を検討し、当該従業員に新たな時給を通知して下さい。

② 東京国税局から、オンラインツールの利用を装った不審な電子メールが送信されていると、以下の注意喚起がありました

7月13日から税務調査等におけるオンラインツールの利用が開始され、インターネットメール等のオンラインツールの利用に関して周知を行っているところですが、オンラインツールの利用を装った不審な電子メールが送信されております。

他の国税局管内において、調査予約をかたり、詐欺サイト等に誘導する「税務調査事前通知書」と記載されたメールが納税者に送信されていることが確認されております。

メール内に「【重要】以下のリンクより、税務署類をダウンロードしてご確認ください。」との記載があり、リンクをクリックすると詐欺サイトへ誘導するものと思われます。

不審メールをご確認いただくポイントは次のとおりです。

- (1) 送信先メールアドレスが、「@nta.go.jp」ではない点
- (2) 連絡等がなく一方的に送信されている点
- (3) 宛名や税務署名が具体的に記載されていない点

国税庁ホームページ等においても注意喚起がなされておりますが、メールアドレスやメールに表示されている所属部署、氏名、電話番号等を確認していただき、不審メールであると判断できた場合は、記載されたリンク等にアクセスしたり個人情報を入力したりせず、速やかに削除するようお願いいたします。判断できない場合には、所轄税務署へお問い合わせください。

③ 国税庁では、オンライン手続の推進に向けた取組として、 10月1日より税務署総合窓口における受付時間を変更し、 「用紙コーナー」の設置を取り止めるとの案内がありました

1 税務署総合窓口の受付時間の変更

令和8年10月1日（木）から、全国の税務署総合窓口の受付時間が午前9時から午後3時までに変更されます。

なお、受付時間外であっても、開庁時間内（午前8時30分～午後5時）に来署した場合は必要な対応が行われますが、次回以降は受付時間内の来署が案内されます。

2 「用紙コーナー」の取り止め

税務署の窓口付近に設置されている「用紙コーナー」が令和8年6月までに廃止されました。

必要な書類は、総合窓口において請求することで交付されますが、今後はオンライン手続を積極的に行うほか、国税庁ホームページやコンビニエンスストアのマルチコピー機を利用して用紙を取得するよう依頼がありました。

④ 最新の国・東京都の主な支援施策（補助金・助成金）は 下記URLにてご確認ください

https://r18.smp.ne.jp/u/No/33694803/1f_h7hH7ci0D_39734/0692.html



<https://www.facebook.com/kanoutax/>



<https://twitter.com/kanoutaxoffice>

